

なごや食育ひろばバナー広告募集要領

1 広告媒体

(1) 名称

なごや食育ひろば

<http://www.kenko-shokuiku.city.nagoya.jp/>

(2) アクセス件数

月間 約 2,240件 (2018年1月から2018年12月までの平均値)

※ トップページのみアクセス件数です。また、このデータは参考であり、毎月アクセス件数を保証するものではありません。

2 募集する広告

(1) 広告掲載ページ

なごや食育ひろばのトップページ

(2) 枠数

2 枠

(3) 掲載位置

広告の掲載位置は、なごや食育ひろばトップページの下部です。

※ 2 枠中の掲載位置の指定はできません。

(4) 広告掲載料 (月額)

1 枠当たり 3,000 円 (税込み)

※ 広告掲載料は一括前納となります。

(5) 規格

ア サイズ…縦60 ピクセル × 横120 ピクセル

イ 画像形式…GIF (アニメ不可) またはJPEG

ウ データ容量…4KB 以下

※ 画像は、広告主の責任と負担において作成してください。

※ 画像作成にあたっては、「なごや食育ひろばバナー広告表現ガイドライン」を遵守してください。

(6) 掲載期間

2019年4月25日から2020年4月23日まで

※ あらかじめウェブサイト上で周知したシステムの保守等によるサービス停止

期間は、掲載期間から除きます。

※ 月単位でご希望の月数の申込ができます。

※ 掲載月により、掲載開始日が異なります。詳細は、「なごや食育ひろばバナー広告掲載日程表」をご参照ください。

(7) 広告内容

本要領に定めるもののほか、「名古屋市健康福祉局広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の条件を満たすものとしします。

また、名古屋市健康福祉局広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第2条及び第3条に該当するものは掲載できません。バナー広告の画像だけでなく、リンク先のウェブサイトの内容が掲載基準第2条及び第3条に該当する場合も掲載できません。

(8) 掲載における注意事項

各月の掲載開始日は、25日頃となります。また、掲載終了については、原則として、掲載終了日の翌日に掲載終了手続きを行う形となります。

※ 詳細は、「なごや食育ひろばバナー広告掲載日程表」をご参照ください。

3 募集対象

広告の掲載を希望する事業者等を対象とします。（広告代理業者を含む。）

4 申込み

(1) 申込み方法

申込書に必要事項を記入しバナー広告原稿等を添付の上、下記の申込み先・担当係まで持参、郵送または電子メールで送付してください。ただし、バナー広告原稿（画像データ）については電子メールで送付してください。

【提出物】

- ・ なごや食育ひろばバナー広告掲載申込書
- ・ バナー広告原稿（画像データ）

※審査にあたり、他に資料の提出を求めることがあります。（法人の登記簿謄本、納税証明書など）

【申込み先・担当係】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課推進係

電話番号：052-972-3078

電子メールアドレス：shokuiku@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※電子メールで送付の際は、件名を【なごや食育ひろばバナー広告申込】として
ください。

(2) 申込み締め切り日

「なごや食育ひろばバナー広告掲載申込締切日一覧」のとおり、申込み締め切り
日を設けます。

※各締め切り日後に広告の選定を行い、空き枠がなくなり次第募集を終了します。

5 広告の選定方法及び掲載手続き

(1) 選定方法

内容審査の上、掲載の可否を決定します。

募集枠数を超える申込みがあった場合は、次の順位により決定し、同順位のもの
の中では掲載希望月の多いものを優先します。

ア 第1 順位 公社、独立行政法人、地方独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、
その他国または地方公共団体が出資し、又は出えんする法人及び団体

イ 第2 順位 市内で事業を行なっている事業者（本社、支社含む）又は商店街・専
門店街等の連合体

ウ 第3 順位 市外で事業を行なっている事業者又は商店街・専門店街等の連合体

これによってもなお募集枠数を超えるときは、抽選により決定します。

(2) 掲載手続き

ア 広告掲載決定の通知をします。（審査または抽選の結果、非掲載となった応募
者に対してもその旨を通知します。）

イ 広告掲載決定の通知に同封されている契約必要書類に記名押印、その他必要事
項を記入し、原則、掲載開始月の前月末日までに提出していただきます。

ウ 健康増進課が指定する日（掲載開始月の15日頃）までに、本市の発行する納入
通知書により広告掲載料を納付していただきます。

エ 掲載用画像データの内容改善を求めた場合は、改善後の掲載用画像データを健
康増進課が指定する日（掲載開始月の15日頃）までに、提出していただきます。

オ 広告掲載開始日に、ご提出いただいた画像データをバナー広告として掲載します。

6 その他

- (1) バナー広告の画像及びリンク先ウェブサイトの内容がこの要領及び要綱に違反していると認められる場合は、期限を定めて内容改善を求めます。
- (2) 下記のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告掲載を取り止めることがあります。
 - ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
 - イ 指定した期日までにバナー広告の画像及びリンク先ウェブサイトの内容改善が行われない場合
 - ウ 広告掲載決定後に、掲載基準第2条及び第3条に該当することとなった場合
 - エ その他、広告掲載が不相当であると判断したときただし、広告掲載の決定を取り消し、広告掲載を取り止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。
- (3) 広告掲載決定の通知を受けたもの（以下「広告主」といいます。）は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができます。ただし、広告掲載を取り下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。
- (4) 広告主の責に帰さない理由により、15日を超える期間連続して本市が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち、広告の掲載を停止した日から起算して15日を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの納付済月額合計額を返還します。なお、返還する広告料には利息は付しません。
- (5) 上記(4)に該当する場合でも、下記のいずれかの理由によるものである場合は、掲載料の返還は行いません。
 - ア 機器等の保守または工事を行う場合
 - イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合
 - ウ その他公益上やむを得ない場合
- (6) 広告主の責に帰さない理由により、本市が広告を掲載できなかった期間が1日以上15日以下であるときは、広告を掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長します。ただし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行

いません。

(7) 上記(6)に該当する場合でも、下記のいずれかの理由によるものである場合は、掲載の延長は行いません。

ア 機器等の保守または工事を行う場合

イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合

ウ その他公益上やむを得ない場合

(8) 掲載中のバナー広告の画像及びリンク先、リンク先ウェブサイトの内容を変更する場合は、審査を受ける必要があります。変更を希望される場合は、掲載希望月の前々月末日（土曜・日曜・祝休日の場合は、直前の平日）までに名古屋市に届出し、その指示に従ってください。なお、変更は原則月単位で行うこととします。

(9) その他、広告の掲載に関しては本市職員の指示に従ってください。

【お問合せ先】

名古屋市健康福祉局健康増進課推進係

電話番号：052-972-3078

ファックス番号：052-972-4152

電子メールアドレス：shokuiku@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp